

平成29年度予算編成方針

1 日本経済の状況及び国の動向

日本経済の景気は、アベノミクスの取り組みの下、企業収益、雇用・所得環境などは引き続き良好であり、経済再生・デフレ脱却に向けて大きく前進している。一方、世界経済の不透明感が増しており、国内経済についても個人消費や設備投資といった民需に力強さを欠いた状況となっているが、経済の好循環が更に進展する中で、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれている。

国の平成29年度予算の概算要求は、「骨太の方針2016」で示されたとおり「経済・財政再生計画」の枠組みの下、引き続き歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い出し、無駄を徹底的に排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することを基本方針としている。

また、地方財政における一般財源総額（水準超経費を除く）は、60.3兆円（対前年度比0.1%増）と平成28年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされ、地方交付税については財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保するとしている。

2 本市の財政見通し

山陰の景気は、生産活動に足踏み感があり、設備投資の増勢も一様ではないものの、個人消費の一部では持ち直しの動きもみられ、雇用情勢が改善傾向にあるなど、基調としては緩やかに持ち直していることから、本市においても個人市民税の増収により、当初見込みの税収額は確保できる見通しとなっている。しかしながら、公共施設の維持補修費や扶助費、政策的経費の追加需要など、年度中途の歳出増へ対応するため、厳しい財政運営を迫られている。

本市の平成29年度の一般財源総額は、地方交付税の合併算定替えの縮減が3年目となるため約5億円の減額が予定されるなど、本市がこれまで経験したことのない大幅な財源不足が生ずる見込みとなっている。

このような中、平成27年度に策定した「松江市まち・ひと・しごと創生《第一次総合戦略》」に掲げられた新規事業や主要事業については「共創」の手法を用いて引き続き取り組みを進めていかなければならない。また、平成30年4月からの中核市移行に向けた準備を着実に進めていかなければならない。

したがって、国の予算編成と同様、既存事業については費用対効果を見極めた上で大胆な見直しを行うことを基本とし、「公共施設適正化計画」をはじめとして、行財政改革の推進、地方債残高の縮減など将来負担の軽減への取り組みを進め、財政の健全化と財源の重点配分を行い、将来を見据えた予算編成を行うこととする。

3 予算編成の基本的な考え方

(1) 予算の優先的・重点的な配分

「松江市まち・ひと・しごと創生《第一次総合戦略》」に掲げられた事業については、優先的・重点的な予算配分を行う。

ただし、財源には限りがあるため、効率性を念頭に置きながら予算要求を行うこととする。

(対象事業)

- ・松江市まち・ひと・しごと創生《第一次総合戦略》該当事業
- ・オータムレビュー検討事業
- ・プロジェクト会議検討事業

(2) 自立した財政運営を目指した行財政改革

平成 27 年度から地方交付税の合併算定替えの縮減が始まり、地方交付税の大幅な減少が続いていくことから、厳しい予算編成を余儀なくされている。また、国においても、既存事業について聖域を設けることなく、施策・制度の抜本の見直しを行うこととされており、国庫補助金等についても、厳しい国の財政状況により、総額削減も懸念される状況である。

本市の中期財政見通しにおいては、歳入の減少と増え続ける社会保障費に財政状況は厳しさを増す一方であり、より一層の財政健全化に向けた取り組みが必要となっている。従って、職員ひとりひとりがコスト意識を持ちながら、不断の行財政改革に取り組み、自立した財政運営を目指していかなければならない。

(3) 予算編成方式について

平成29年度の当初予算は、来春に市長選挙が控えているため、政策的経費を抑えた骨格予算とする。ただし、予算要求にあたっては、例年と同様にすべての事業費を見積もった要求額とする。

4 予算編成の留意事項

予算要求にあたり、下記事項に特に留意願いたい。

(1) 総合戦略該当事業における予算要求について

総合戦略該当事業は、人口減少に対する危機意識を職員ひとりひとりが認識し、「共創」の手法を用いて積極的に取り組むことが重要である。

該当事業については、関係団体等との調整を十分に行い、実施スケジュールや経費負担、実施主体の責任・役割を明確にした上で要求を行うこと。

(2) 各種統計データに基づいた効果的な予算要求について

事業を実施する目的を明確にした上で、各種統計データを分析・活用し、効率的・効果的な施策となるよう予算要求を行うこと。

(3) 事業効果の明確化

松江市の未来へ投資する事業を優先的に予算化する。

平成 28 年度から稼働している行政マネジメントシステム（かなび）を活用し、P D C A サイクルに基づき、全ての事業において事業効果を明確にすること。

また、事業効果を検証し、効果が生じないものや少ないものは、事業を廃止すること。

(4) ペイアズユーゴー原則の徹底

限られた財源のなかで、新規施策・重点施策に取り組むためには、既存事業の見直しが不可欠である。ペイアズユーゴー原則を基本に、既存事業を廃止・縮小することにより、新規事業に必要な財源を捻出し、事業の重点化を図ったメリハリのある予算要求とすること。

(5) 事業の廃止・縮小にむけた管理

以下に掲げる事業については、事業の廃止・縮小に向けたスケジュールを策定し、今後の事業の進め方を明確にすること。

① (3) 事業効果の明確化において事業効果のあがらないもの

② 公共施設適性化計画（第 1 期）における対象施設（資産経営課で取りまとめ）

③ 平成 28 年度当初予算において廃止・縮小検討として内示した事業

(6) 中核市移行に関する経費

中核市移行に関する準備経費については、中核市移行準備室と協議を行った事業について、関係機関との調整を行い事業の精査をした上で要求を行うこと。

(7) 国の平成 28 年度補正予算(第 2 号)への対応

平成 29 年度に実施予定の事業の中で、国の補正予算（第 2 号）に呼応して実施可能なものは、積極的に対応すること。

(8) 行政診断結果の反映、決算特別委員会審査意見の参照

事務事業および補助金の見直しを反映した予算要求とすること。

特に補助金については、平成 26 年 8 月 18 日行第 103 号「補助金見直しの検討及び調書提出について（依頼）」において、提出された補助金見直しの最終年度であることから、目標を達成すること。

決算特別委員会審査意見の内容は、別添資料 15 を参照。

(9) 類似施策等の重複・排除、大胆な見直し

総合戦略における同一プロジェクト事業など各部局が連携して取り組むべき施策については、縦割りの考え方にとらわれることなく、関係課での連絡調整を密に行い、要求内容を整理・統合し、効率的・効果的な事業実施が可能な予算要求を行うこと。

(10) 将来負担の軽減

今後の安定的な財政運営のため、財政指標の改善、普通建設事業の平準化、市債・臨時財政対策債の発行抑制、繰上償還に取り組むこととする。

(11) 臨時・嘱託職員の適正化

現状を十分に把握・検証した上で、適正な人員配置に基づき要求すること。
なお、「嘱託・臨時職員の担当業務に係る調査」の結果を踏まえて適切に要求すること。

(12) 公共施設のあり方

公共施設にかかる管理運営費や老朽化等による維持補修費が財政を圧迫する事態となっていることから、「公共施設適正化基本計画」に基づき、効率的な運営管理を検討するとともに、公共施設としての必要性や施設の統廃合を含めた再編の可能性等も十分検討したうえで、予算要求を行うこと。

(13) 特別会計及び公営企業会計に関する事項

特別会計の予算要求及び公営企業会計の予算原案の作成にあたっては、一般会計に準じて行うこととし、当該会計設定の趣旨にのっとり、経営改善の徹底、諸料金の適正化に努め、健全経営の確立を図ること。

一般会計からの繰出金や補助費等に関する事業費は、総務省が定める繰出基準を原則として、独自ルール分は見直すこと。

(14) 目的税の明確化

入湯税や都市計画税などの目的税は、特定の目的を達成するため課税されていることから、その用途を明らかにする。

(15) 国及び県の補助事業等

国及び県の補助事業等は、関係機関と連携を密にするなどの確かな情報収集に努め、漏れがないよう徹底すること。また、国や県の予算削減に伴い、補助事業が廃止または縮減されたものについては、事業の見直しを行うこと。

(16)外郭団体に関する事項

市が人的、財政的関与を行っている外郭団体については、財政健全化法の対象となることに留意し、積極的かつ計画的に市関与の見直しを進めること。

また、団体の組織・人員のあり方を検討し、団体が真に必要な事業を行っているか、財政的自立のための経営努力を行っているかなどの観点から、市の財政支出の見直しを行うこと。

(17)事業計画等の調整

事業計画の策定にあたっては、総合計画の実施計画及び各種事業計画（プラン）に留意しつつ、体系的、計画的に行うこと。

(18)使用料及び手数料の見直し

平成 27 年 8 月 11 日付け財第 119 号「公共施設使用料設定の基本方針」に基づいた公共施設使用料の積算について」の算定結果に基づき、受益者負担の適正化の観点から、実現可能なものから使用料及び手数料を見直すこと。

予算要求基準の設定

平成 29 年度は、以下の基準により要求すること。

基本的要求基準

I 【新規事業】 ※1 一般財源で 2 億円を準備

重点的事業において所要額を要求すること。

○重点的事業

- ・松江市まち・ひと・しごと創生《第一次総合戦略》該当事業
- ・オータムレビュー検討事業
- ・プロジェクト会議検討事業

ただしハード事業は、中期財政見通しで示す事業及び事業費（起債額・一般財源額）の範囲内で要求すること。

II 【中核市関連事業】

中核市移行準備室と協議を行った事業について、関係機関との調整を行い事業を精査した上で、所要額を要求すること。

III 【既存事業】

①平成 28 年 8 月 1 日付け財第 74 号「平成 29 年度当初予算編成に向けた準備作業について（通知）」により回答した「当初予算見直し調書」、平成 28 年 10 月 5 日財第 109 号「平成 29 年度当初予算編成に向けた部内調整について（依頼）」に基づき、平成 28 年度当初予算より減額可能とした事業については、減額要求すること。

②以下の対象事業については、平成 28 年度当初予算額の範囲内（一般財源）での要求とし、部内で調整を行い厳守すること。

- ・ハード事業
- ・ソフト事業
- ・扶助費
- ・特別会計繰出金
- ・施設等管理運営費
- ・その他経常的経費

※ただしハード事業は、中期財政見通しで示す事業及び事業費（起債額・一般財源額）の範囲内で要求すること。

③公債費及び人件費は、所要額を要求すること。

- ④公営企業繰出金は、総務省が定める繰出基準を原則として、独自ルール分は見直すこと。

IV【優先度の設定】

2次予算【臨時的経費（ハード事業、ソフト事業）】の要求については、事業毎に優先度の高いものからA、B、Cの区分けを行い要求すること。ただし、区分が偏ることの無いよう、各部局内の要求事業件数に対して以下の割合を基本に区分けすること。

A：3割

B：5割

C：2割

※参考 予算査定基準

予算要求基準に基づいた要求後でも、なお大幅な歳入減が見込まれるので、事業効果や優先度に基づき、歳入歳出が均衡になるまで査定を行う。

そのためにも、事業効果や優先度は明らかにすること。